

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則に規定する
規則で定める日を定める規則の一部改正について

1 概 要

区では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給事務を令和2年4月28日から行っている。

この度、令和2年8月17日付厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡（別紙2）により、令和2年12月31日までの対象期間の拡大の通知があったので、傷病手当金の支給対象期間を延長する。

2 改正の内容

規則で定める日を、令和2年9月30日から令和2年12月31日とする（別紙1新旧対照表のとおり）。

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年品川区規則第34号）新旧対照表

新	旧
<p>品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年品川区条例第15号）付則に規定する規則で定める日は、<u>令和2年12月31日</u>とする。</p> <p><u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年品川区条例第15号）付則に規定する規則で定める日は、<u>令和2年9月30日</u>とする。</p>

事務連絡
令和 2 年 8 月 17 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」（令和 2 年 3 月 10 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）等に基づいて行っていたところといたしております。

傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間については、令和 2 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日の間に感染した新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる発熱等の症状を含む。以下同じ。）の療養のため労務に服することができない期間としてきましたが、今般、令和 2 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても同様の支援の対象とすることとします。なお、当該期間における対象者や支給額等については、これまでお示ししたとおりとします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合への周知のほど、お願いいたします。